

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 16 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課
厚生労働省社会・援護局保護課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和 2 年 3 月 6 日付事務連絡）」に関する Q & A について

社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 3 月 6 日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）でお示ししているところですが、特にご質問の多い事項について 別紙のとおり Q & A としてとりまとめました。

管内の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。

問1 消毒に関し「次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。」とあるが、本事務連絡上は、消毒薬として示されている次亜塩素酸ナトリウム液に係る注意事項であると考えてよいか。

(答)

貴見のとおり。

なお、本事務連絡は、新型コロナウイルス感染症への対応に係る留意点として、社会福祉施設等で実施する消毒方法をまとめたものであり、次亜塩素酸水を用いた市販の製品等の安全性等に言及するものではない。

また、消毒については、本事務連絡では清拭することとしていることに留意すること。

問2 消毒に関し「トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う」とあるが、次亜塩素酸ナトリウム液による清拭でもよいか。

(答)

貴見のとおり。ドアノブや取手に使用する際は、次亜塩素酸ナトリウムの濃度は0.05%となるよう調整すること。また、次亜塩素酸ナトリウムは金属腐食性を有することに留意し、清拭後は、水拭きし、乾燥させること。

令和元年台風第19号に関する被害に係る長野市税等減免申請書

長野市長宛 長野市上下水道事業管理者宛 長野県公営企業管理者宛 長野県後期高齢者医療広域連合長宛		令和 年 月 日
住所		
世帯主		
申請人	ふりがな 氏名	Ⓔ
	自宅電話 () -	
	携帯電話 () -	
長野市の各条例等の規定により、次のとおり減免を申請します。 なお、申請にあたっては、当該減免について所得等の制限がある場合は、長野市長又は長野市上下水道事業管理者が私（申請人）の世帯員の所得状況等を確認することについて同意します。		
	り災証明書番号	罹災第 号 元危第 号
*申請する項目すべてに✓をしてください。	り災証明書発行状況	<input type="checkbox"/> 取得済 <input type="checkbox"/> 申請中
<input type="checkbox"/> 個人市民税・県民税	(同一世帯に複数の納税義務者がいる場合は、り災証明書に記載された世帯員がそれぞれ申請を行ったものとみなします。また、納期限延長を行った地区以外の納税義務者の方については、この申請で納期限延長の申請があったものとみなします。) (農作物被害の方は、必要書類等について個別に連絡を取らせていただきます。)	
<input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税	納税義務者 (<input type="checkbox"/> 申請人と同じ ,) (,)	
<input type="checkbox"/> 国民健康保険料等	被保険者名 (<input type="checkbox"/> 申請人と同じ ,) (,)	
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療保険料等	被保険者名 (<input type="checkbox"/> 申請人と同じ ,) (,)	
<input type="checkbox"/> 介護保険料等	被保険者名 (<input type="checkbox"/> 申請人と同じ ,) (,)	
<input type="checkbox"/> 保育所等保育料	児童氏名 (,) 保育所等名 ()	
<input type="checkbox"/> 水道料金・下水道使用料等	お客様番号 (-) (検針票・納付書等に記載の番号) ※分かる場合は記入してください 契約者名 (申請人と異なる場合に記入してください) ()	
<input type="checkbox"/> し尿処理 (くみ取り) 手数料		
り災場所:	<input type="checkbox"/> 申請人住所と同じ <input type="checkbox"/> その他 (長野市)	
り災証明内容確認同意及びり災証明書再交付委任欄		
私（申請人）は、長野市税等減免の申請に必要なため、私の世帯員が明記された、り災証明の内容を長野市長又は長野市上下水道事業管理者が確認することに同意します。また、必要に応じ、私の世帯員が明記された、り災証明書を取得することを長野市長又は長野市上下水道事業管理者に委任します。		
同意及び委任します <input type="checkbox"/>		
送付先住所 (上記とは別の場所に送付を希望される場合に記入してください) 〒		
※手続き上必要な場合は、連絡することがありますのであらかじめご了承ください。 ※申請は一括でお受けしますが、決定通知書は個別に送付させていただきます。		受付印
長野市処理欄	受付日：令和 年 月 日 受付場所： ※受付所属 → 申請書を専用封筒で国民健康保険課へ送付	

元地福第 816 号
令和 2 年(2020 年) 3 月 12 日

介護サービス事業者 様

長野県健康福祉部地域福祉課長

令和 2 年度介護職員研修受講支援事業に係る事業予定について（照会）

日ごろから本県の健康福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
標記事業の実施予定について下記のとおり照会しますので、補助を希望する場合には、必要書類を提出してください。

記

1 事業内容

介護サービス事業者が、介護職員初任者研修又は実務者研修を職員（介護職員初任者研修については採用予定者を含む）に受講させ、その費用を全額負担する場合において、研修受講費用の一部を助成する。

2 補助金額

受講費用の 1 / 2 以内

（補助上限 介護職員初任者研修 35,000 円 / 1 人、実務者研修 65,000 円 / 1 人）

3 補助対象人数

60 名程度（介護職員初任者研修 20 名、実務者研修 40 名）

1 法人あたり 5 名を上限とする。

4 補助対象経費

受講料及びテキスト代（補講料、再試験料、交通費等は対象外）

5 対象期間

令和 2 年 4 月 1 日以降に着手し、令和 3 年 2 月 28 日までに完了するもの
着手日及び完了日は以下のとおりとする。

着手日	完了日
次のいずれか早い日 ・介護サービス事業者が費用を負担する日 ・研修受講開始日（自宅学習期間を含む）	次のいずれか遅い日 ・介護サービス事業者が費用を負担する日 ・研修修了日

6 提出書類

- (1) 事業計画書提出文
- (2) 事業計画書
- (3) 介護職員初任者研修又は実務者研修の受講申込書の写し
- (4) 受講する研修日程、受講料等がわかる書類
- (5) 介護サービス事業者が受講費用を負担することのわかる書類
(事業者あて請求書の写しまたは任意様式)

※ 様式は県ホームページに掲載しています。

県ホームページトップ右上「検索」ボタンをクリック

→「介護職員研修受講支援事業」と入力・検索

→「介護職員研修受講支援事業の実施について」

7 提出方法

長野県健康福祉部地域福祉課福祉人材係あて郵送または持参による

(〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2)

8 提出期限

別紙のとおり

9 留意事項

- (1) 以下の場合には補助対象外とします。
 - ア 職員が研修受講に係る費用を個人負担する場合
 - イ 国や地方公共団体等が実施する他助成金を受けている場合
 - ウ 前述 5 で示す対象期間内に事業が完了しなかった場合
 - エ 前述 8 別紙で示す提出期限を過ぎた場合
 - オ 市町村（一部事務組合）である場合
 - カ 事業者が職員に対し研修受講に係る費用の貸付を行う場合（勤続年数等一定の要件を満たした場合に債務を免除する等）
- (2) 本補助金は予算の範囲内で交付します。提出された事業計画書の総額が予算額を上回った場合には、申込順等により調整を行う場合がありますので、予めご承知おきください。

地域福祉課福祉人材係 (課長) 町田 直樹 (担当) 猿田 浩子 電 話 026-235-7129 (直通) ファクシミリ 026-235-7172 E-mail chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp
--

(別紙)

事業計画書提出期限一覧

事業着手日（次のいずれか早い日） ・ 介護サービス事業者が費用を負担する日 ・ 研修受講開始日	事業計画書提出期限
4月1日～4月30日	3月24日
5月1日～5月31日	4月22日
6月1日～6月30日	5月22日
7月1日～7月31日	6月23日
8月1日～8月31日	7月22日
9月1日～9月30日	8月24日
10月1日～10月31日	9月23日
11月1日～11月30日	10月23日
12月1日～12月31日	11月24日
1月1日～1月31日	12月22日
2月1日～2月28日	1月22日

（長野市） ケアプランの「軽微な変更」に関する考え方

（1）ケアプランの作成の場合

項目	国の考え方	長野市の考え方	
		居宅サービス	介護予防サービス 総合事業
① サービス提供の曜日変更	<p>利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。</p> <p>※1 なお、これはあくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第 13 条第 3 号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第 11 号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものである。</p>	左記と同様	
② サービス提供の回数変更	<p>同一事業所における週 1 回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 （① ※1 注意書きあり）</p>	<p>臨時的、一時的な利用回数の増減の場合は、状況等理由を支援経過に記載する。</p> <p>例）訪問介護を週 1 回利用、買い物は別居の家族が支援していたが、家族が体調を崩し支援ができなため、訪問介護を週 2 回の利用とする。 恒常的にサービス回数を変更する場合は「軽微な変更」に該当しない。 （① ※2 の業務が必要）</p> <p>（❖ 総合事業もこれに準ずる。）</p>	

※2 ただし、「軽微な変更」に該当しないと判断した場合は、**※1**にある基準「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 11 年 3 月 31 日 厚生省令第 38 号、以下「基準」という。）の第 13 条第 3 号から第 11 号までの一連の業務を行う必要がある。

指定介護予防支援の場合は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日 厚生労働省令第 37 号、以下「基準」という。）の第 30 条第 3 号から第 11 号までの一連の業務を行う必要がある。

項目	国の考え方	長野市の考え方	
		居宅サービス	介護予防サービス 総合事業
③利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 (① ※1 注意書きあり)	住所変更に伴い、住環境や家族構成などが変化し、生活状況に変化がある場合は、「軽微な変更」に該当しない。 (① ※2の業務が必要) (❖ 総合事業もこれに準ずる。)	
④事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 (① ※1 注意書きあり)	居宅介護（予防）支援事業所の運営法人や指定事業所番号に変更がある場合は、新たにサービス計画の届出が必要となり新規事業者と捉えるため、「軽微な変更」に該当しない。 (① ※2の業務が必要) (❖ 総合事業もこれに準ずる。)	
⑤目標期間の延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要が無く、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 (① ※1 注意書きあり)	基本的には、短期目標が終了したところで評価を行い、ケアプランの再作成を行う。 なお、評価に当たっては、サービス担当者会議の開催、又はやむを得ない理由がある場合は、照会等により意見を求める必要がある。	目標設定期間は、支援計画の期間と同一であるため、単なる目標設定期間の延長は想定されない。支援計画の期間が終了したところで目標達成状況の評価を行い、ケアプランの再作成を行う。 (❖ 総合事業もこれに準ずる。)
⑥福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 (① ※1 注意書きあり)	同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更であっても、用途、ニーズに変更がある場合は、「軽微な変更」に該当しない。 (① ※2の業務が必要)	
⑦目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 (① ※1 注意書きあり)	居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者等を変更する場合は、変更に至った経過と選定理由を支援経過記録に記載する。 また、変更後のサービス事業者等のサービス担当者との連携が円滑に行われるように努めること。 (❖ 総合事業もこれに準ずる。)	
		【老企第36号 第3の6】 指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができること。 ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。	

項目	国の考え方	長野市の考え方	
		居宅サービス	介護予防サービス 総合事業
⑧目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第1表の総合的な援助の方針や第2表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合には、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられる。 (① ※1 注意書きあり)	基本的にサービス内容の変更は、ニーズの変更によるものと判断できるため、「軽微な変更」に該当しない。 (① ※2の業務が必要) (❖ 総合事業もこれに準ずる。)	
⑨担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更(但し、新しい担当者が利用者をはじめ各サービス担当者とは面識を有していること。)のような場合には、「軽微な変更」に該当する場合があるものと考えられる。 (① ※1 注意書きあり)	左記と同様。 ただし、変更前の担当介護支援専門員が作成したケアプランを継続する場合は、ケアプラン作成者名の後ろに、変更後の担当介護支援専門員の氏名、変更年月日の記載が望ましい。 サービス担当者へ交付したケアプランについては、各サービス担当者が記載することで足りるものとし、必ずしも新たにケアプランの再交付を行わなければならないものではない。 (❖ 総合事業もこれに準ずる。)	

(2) サービス担当者会議の場合

項目	国の考え方	長野市の考え方	
		居宅サービス	介護予防サービス 総合事業
①サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性	単なるサービス利用回数の増減(同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など)については、「軽微な変更」に該当する場合もあるものと考えられ、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 しかしながら、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合などについて、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。	上記(1)②によりケアプランの再作成が行われないものであれば、必ずしも実施しなければならないものではない。 (❖ 総合事業もこれに準ずる。)	
②ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議「の全事業所	ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、サービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。 ただし、サービス担当者会議を開	上記(1)①から⑨によりケアプランの再作成が行われないものとした項目については、必ずしも実施しなければならないものではない。 (❖ 総合事業もこれに準ずる。)	

招集の必要性	催する必要がある場合には、必ずしもケアプランに関するすべての事業所を招集する必要はなく、基準の解釈通知に定めているように、やむを得ない理由がある場合として照会等により意見を求めることが想定される。	
--------	--	--

ケアプランの軽微な変更に関しては、「変更の理由」、「変更年月日」、「変更の具体的な内容」等を、支援経過記録に必ず記載する。

元高第 2335 号
令和 2 年 3 月 18 日

介護保険サービス事業者 様

長野市長 加藤 久雄
(保健福祉部高齢者活躍支援課担当)

令和 2 年度介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書の提出について (通知)

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和 2 年度に介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、厚生労働大臣が定める基準 (平成 27 年 3 月 23 日付け厚生労働省告示第 95 号) 第 4 号イ (2) に定める介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和 2 年 3 月 5 日付け老発 0305 第 6 号) に基づき、下記により計画書を提出してください。

なお、前年度から当該加算を算定している場合であっても、計画書は毎年度提出する必要がありますのでご注意ください。

記

1 提出書類

- (1) 「介護職員処遇改善加算計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」(別紙様式 2-1)
※対象となる介護サービス提供月：令和 2 年 4 月～令和 3 年 3 月 (12 か月間)
- (2) 「介護職員処遇改善計画書 (施設・事業所別個表)」(別紙様式 2-2)
- (3) 「介護職員等特定処遇改善計画書 (施設・事業所別個表)」(別紙様式 2-3)
※介護職員等特定処遇改善加算を取得する事業所のみ提出すること。

以下は新たに介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を取得する事業所または加算の区分が変更となる場合にのみ提出

- (4) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
(サービスにより別紙 2、別紙 3、別紙 19 のいずれか)
- (5) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
(サービスにより別紙 1、別紙 1-2、別紙 1-3、別紙 1-4 のいずれか)

2 提出部数

1 部

3 提出期限

令和 2 年 4 月 15 日 (水)

※提出期限直前は窓口が混雑することが予想されますので、なるべく早めにご提出ください。

4 提出先

長野市役所 第二庁舎 1 階 高齢者活躍支援課へ持参、または郵送してください。

5 留意事項

- ・賃金改善実施期間については、令和元年度（平成 31 年度）介護職員処遇改善計画書及び介護職員等特定処遇改善計画書に記載した賃金改善実施期間と重複しないようにしてください。
- ・複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合は、同一の計画書を各指定権者が審査することとなります。各指定権者から計画書の修正の連絡があった場合は、修正をした上で全ての指定権者へ差し替えを送付してください。
- ・「別紙様式 2-1」について押印は不要です。
- ・計画書の記載内容の根拠となる資料等の提出は不要ですが、計画書のチェックリストを確認するとともに、資料等は介護サービス事業所で適切に保管し、求めがあった場合には速やかに提示してください。

6 特別な事情に係る届出書について

事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合、「特別な事情に係る届出書」（別紙様式 4）を提出してください。

なお、令和元年度（平成 31 年度）に「特別な事情に係る届出書」を提出した事業所にあつては、令和 2 年度も継続して賃金水準を引き下げる場合、当該届出書を改めて提出する必要があります。

7 処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止について

処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）は一定の経過措置期間の後廃止することとなっております。経過措置期間については現時点では未定ですが、現在、加算区分（Ⅳ）、（Ⅴ）又は未取得の事業所で、更なる処遇改善の取得を検討している事業所におかれましては、加算区分（Ⅰ）から（Ⅲ）の取得をご検討ください。

8 各種通知・様式について

以下ホームページに掲載していますのでご確認ください。

「令和 2 年度処遇改善加算について」

<https://www.city.nagano.nagano.jp/soshiki/kourei/447063.html>

（問い合わせ先）

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

介護施設担当

TEL : 026-224-5094 FAX : 026-224-5126

E-mail : kourei@city.nagano.lg.jp

別添

令和 2 年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について

1 研修内容

認知症介護に関する専門的な知識及び技術、高齢介護実務者に対する研修プログラム作成方法、教育技術並びに地域ケアの推進方法の取得を目指し実施する。

2 研修日程及び申込期限

	前期	職場研修	後期	申込期限 ※必着	
				県推薦枠	事業所推薦枠
第 1 回	令和 2 年 6 月 8 日 (月) ～ 6 月 26 日 (金)	令和 2 年 6 月 29 日 (月) ～ 7 月 24 日 (金)	令和 2 年 7 月 27 日 (月) ～ 8 月 7 日 (金)	対象外	令和 2 年 4 月 10 日 (金)
第 2 回	令和 2 年 8 月 24 日 (月) ～ 9 月 11 日 (金)	令和 2 年 9 月 14 日 (月) ～ 10 月 9 日 (金)	令和 2 年 10 月 12 日 (月) ～ 10 月 23 日 (金)	令和 2 年 5 月 15 日 (金)	令和 2 年 6 月 12 日 (金)
第 3 回	令和 2 年 12 月 7 日 (月) ～ 12 月 25 日 (金)	令和 2 年 12 月 28 日 (月) ～ 令和 3 年 1 月 29 日 (金)	令和 3 年 2 月 1 日 (月) ～ 2 月 12 日 (金)		

3 受講対象者

以下の①～⑤の要件をすべて満たしていること。

- ①認知症介護実践リーダー研修修了者であること。
- ②医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者。
- ③介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者又は過去に従事していた者であり、概ね 5 年以上の介護実務経験を有する者。
- ④長野県の認知症介護実践者等養成研修の企画及び立案に参画し、講師を担当する認知症介護研修企画委員としての活動が可能な者。
- ⑤長野県において地域ケアを推進する役割を担うことが可能な者。

4 費用負担

受講料 230,000 円、その他宿泊費等

【県推薦枠】

受講料及び宿泊費を長野県の旅費規程に基づいて県が負担します。交通費や食費等は受講者負担となりますのでご注意ください。

【事業所推薦枠】

受講料等研修に係る費用は、各事業所等での負担をお願いすることをご承知おき願います。

5 研修会場

社会福祉法人 仁至会 認知症介護研究・研修大府センター
(〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目 294 番地)

※その他詳細は「実施要綱」「募集要項」を確認して下さい。

2020年(令和2年)度介護支援専門員研修 (長野県指定研修実施機関＝長野県社会福祉協議会)

お申込みの際は、

- 申込期間にご注意ください。期間前及び期間後の申込みは受け付けることができません。
- 申込書類に不備がある場合は受付保留とし、書類が揃った時点で受付とします。「きやりあねっと」等をよくご確認の上お申込みください。
- 会場定員の都合上、ご希望の日程・会場で受講できない場合がありますので、ご承知置きください。
- 専門Ⅱ研修について、次回以降の更新回数によって日程・会場が変わりますので下記の研修日程をご確認ください。

○専門研修Ⅰ ○専門研修Ⅱ(次回更新が初回の方) [定員:各50名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代		
第1期 (全9日間)	松本市勤労者福祉センター	1～3日目 5月27日(水)～5月29日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着	○Ⅰ・Ⅱともに受講 52,400円		
	浅間温泉文化センター	4～6日目 6月17日(水)～6月19日(金)				
		7～9日目 7月29日(水)～7月31日(金)				
第2期 (全6日間)	浅間温泉文化センター	1～3日目 9月2日(水)～9月4日(金)			※受講申込者多数の場合 ①介護支援専門員証の有効期間満了日が近い方 ②受講申込書の受付日が早い方の順に優先的に受講決定します。	○専門課程Ⅰ 34,060円
		4～6日目 9月16日(水)～9月18日(金)				
		7～9日目 9月23日(水)～9月25日(金)				
第2期 (全9日間)	長野市生涯学習センター	1～3日目 7月15日(水)～7月17日(金)	○専門課程Ⅱ 18,340円			
		4～6日目 8月5日(水)～8月7日(金)				
		7～9日目 9月23日(水)～9月25日(金)				
第2期 (全6日間)	長野市生涯学習センター	1～3日目 11月25日(水)～11月27日(金)				
		4～6日目 12月23日(水)～12月25日(金)				

○専門研修Ⅱ(次回更新が2回目以降の方) [定員:第1期>50名、第2期>50名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全6日間)	長野市生涯学習センター	1～3日目 5月20日(水)～5月22日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着 ※受講申込者多数の場合は上記研修と同様に受講決定します。	18,340円
		4～6日目 6月10日(水)～6月12日(金)		
第2期 (全6日間)	浅間温泉文化センター	1～3日目 11月10日(火)～11月12日(木)		
		4～6日目 12月16日(水)～12月18日(金)		

○更新研修(実務経験者)【初回】[定員:第1期>100名、第2期>50名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代	
第1期 (全15日間)	松本市勤労者福祉センター	1～3日目 5月27日(水)～5月29日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着	○全課程受講 52,400円	
		4～6日目 6月17日(水)～6月19日(金)			
		7～9日目 7月29日(水)～7月31日(金)			
		10～12日目 9月2日(水)～9月4日(金)			
		13～15日目 9月16日(水)～9月18日(金)			
第2期 (全15日間)	長野市生涯学習センター	1～3日目 7月15日(水)～7月17日(金)			○10～15日目受講 18,340円
		4～6日目 8月5日(水)～8月7日(金)			
		7～9日目 9月23日(水)～9月25日(金)			
		10～12日目 11月25日(水)～11月27日(金)			
		13～15日目 12月23日(水)～12月25日(金)			

○更新研修(実務経験者)【2回目以降】[定員:第1期>100名、第2期>200名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全6日間)	長野市生涯学習センター	1～3日目 5月20日(水)～5月22日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着	18,340円
		4～6日目 6月10日(水)～6月12日(金)		
第2期 (全6日間)	浅間温泉文化センター	1～3日目 11月10日(火)～11月12日(木)		
		4～6日目 12月16日(水)～12月18日(金)		

○再研修・更新研修(実務未経験者)[定員:200名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全8日間)	浅間温泉文化センター	1～3日目 7月8日(水)～7月10日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着	41,600円
		4～6日目 8月19日(水)～8月21日(金)		
		7～8日目 9月9日(水)～9月10日(木)		

○主任介護支援専門員研修[定員:100名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全12日間)	アイバル(駒ヶ根市)	1～3日目 6月24日(水)～6月26日(金)	3月2日(月)～4月13日(月)必着	47,200円
		4～6日目 7月25日(土)～7月27日(月)		
		7～9日目 8月19日(水)～8月21日(金)		
		10～12日目 9月23日(水)～9月25日(金)		

○主任介護支援専門員更新研修[定員:200名]

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全8日間)	浅間温泉文化センター	1～2日目 10月1日(木)～10月2日(金)	7月1日(水)～7月31日(金)必着	56,400円
		3～5日目 10月28日(水)～10月30日(金)		
		6～8日目 11月19日(木)～11月21日(土)		

○実務研修

期(日数)	会場	日程	申込期間	受講料・資料代
第1期 (全14日間)	浅間温泉文化センター	1～2日目 6月6日(土)～6月7日(日)	受講試験合格者へ通知	59,400円
		3～5日目 7月1日(水)～7月3日(金)		
		6～8日目 7月15日(水)～7月17日(金)		
		9～11日目 10月7日(水)～10月9日(金)		
		12～14日目 10月14日(水)～10月16日(金)		
第2期 (全14日間)	浅間温泉文化センター	1～3日目 1月6日(水)～1月8日(金)	受講試験合格者へ通知	
		4～6日目 1月20日(水)～1月22日(金)		
		7～8日目 1月28日(木)～1月29日(金)		
		9～11日目 3月3日(水)～3月5日(金)		
		12～14日目 3月17日(水)～3月19日(金)		

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

宅内下水道管の清掃・点検の 電話や訪問に注意！

長野市上下水道局が、各住宅に
点検事業者を派遣し、宅内下水道管の
清掃や点検業務を行うことはありません。

昨夏から市内で「上下水道局から委託を受け
た」と言って、作業し、費用を請求する事案が
増えています！不用であれば、断ってください。

上下水道局の職員が、各自宅を訪問する場合には、身分証明書・名札を携帯しています。
上下水道局の職員を名乗る事業者が、訪問してきたら、下記の番号に連絡してください。
上下水道局営業課 給排水担当 電話 224-5075

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」、「見守り」を日頃から行い、消費者被害の防止へのご協力をお願いします。

～不安を感じたら迷わず電話～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)
- ◆ 長野中央警察署 244-0110
- ◆ 長野南警察署 292-0110
(警察相談専用電話 #9110)

【発行元】長野市地域・市民生活部
市民窓口課 消費生活センター
〒380-0835 長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぱら座 4 階

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2020年4月）

年	月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み(要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先電話番号	備考
2020	4	9	木	午後	1時30分	3時	介護者教室 『やすらぎの園体操教室』	健康	教室	篠ノ井	介護老人福祉施設 やすらぎの園 (むつみホール)	市内在住の介護をされている方	無料	25人	要	3月23日	在宅介護支援センター やすらぎの園	293-6160	
2020	4	10	金	午後	1時15分	3時15分	介護予防教室 『すめらぎ日和』	運動	教室	中条	介護老人保健施設 すめらぎ (地域交流室)	市内在住の65歳以上の方	1年分として 2000円	40人	要	3月中	在宅介護支援センター すめらぎ	268-3301	
2020	4	10	金	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『上手に使う福祉用具』	介護	講座	芹田	長野市地域包括支援センター芹田	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要	随時	地域包括支援センター 芹田	217-5650	
2020	4	18	土	午前	10時	12時	介護予防教室 『防災対策』	防災	講座	更北	コスモス たせこホール	市内在住の65歳以上の方	無料	60人	要	随時	地域包括支援センター コスモス	284-2166	
2020	4	20	月	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『転倒予防教室①』	運動	講座	信州新町	信州新町福祉センター	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要	なし	地域包括支援センター 新町病院	291-2305	
2020	4	22	水	午前	10時	12時	介護予防教室 『体操と脳トレで楽しく介護予防』 ～全身体操や脳トレで 介護予防しましょう～	運動	教室	若槻	若槻コミュニティセンター 大会議室	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要	なし	地域包括支援センター 若槻ホーム	296-3303	
2020	4	24	金	午前	10時30分	12時	介護者教室 『高齢者のあんしん生活！』 ～ストップ特殊詐欺～	防災	教室	若穂	温湯温泉 湯～ばれあ	市内在住の介護をされている方	無料	25人	要	3月23日	地域包括支援センター ケアプラザわかほ	282-1631	
2020	4	27	月	午前	10時	11時30分	介護者教室 『これからの住まいを考える』 ～老人ホーム・施設の選び方～	介護	講座	川中島	川中島町公民館 中津分館2階	市内在住の介護をされている方	無料	30人	要	随時	地域包括支援センター 星のさと	261-1588	